

大阪府環境放射線評価専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第5条に規定する責務を遂行するため、原災法第2条第4号に規定する原子力事業所周辺環境の放射線量の状況（環境における物質中の放射性物質の濃度変化の状況を含む。）を監視し、その結果を評価するため、大阪府環境放射線評価専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2条 委員会は、放射線監視計画の策定、放射線監視結果の検討、評価その他環境監視上必要な指導・助言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- 一 学識経験のある者及び放射線に関する専門機関の職員で知事が任命する者
7名以内
- 二 大阪府内に原子力事業所を有する原災法第2条第3号に規定する原子力事業者が選任した者
3名
- 三 原災法第30条に規定する原子力防災専門官
1名

2 委員の任期は、2年とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから、委員の互選によってこれを定める

2 委員長は会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、第3条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、委員のうち出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、放射線監視結果の評価に関する議事については、第3条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうち出席した者の議決による。

(報酬)

第6条 第3条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員の報酬の額は、日額9千4百円とする。

- 2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。
- 3 委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第7条 第3条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による11級の職務にある者のうち部長の職務に準ずる者以外の者の額相当額とする。ただし、同条例第2条第1項第1号に規定する内国旅行の日当は、同条例別表第1の定額（指定職等の職務にある者以外の者に係るものに限る。）により支給する。

- 2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(支給方法)

第8条 委員の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この要綱に定めがない事項については、府職員の例による。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、危機管理室において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年10月1日から実施する。
- 2 この要綱は、平成15年5月30日から実施する。
- 3 この要綱は、平成20年8月1日から実施する。
- 4 この要綱は、平成25年5月14日から実施する。